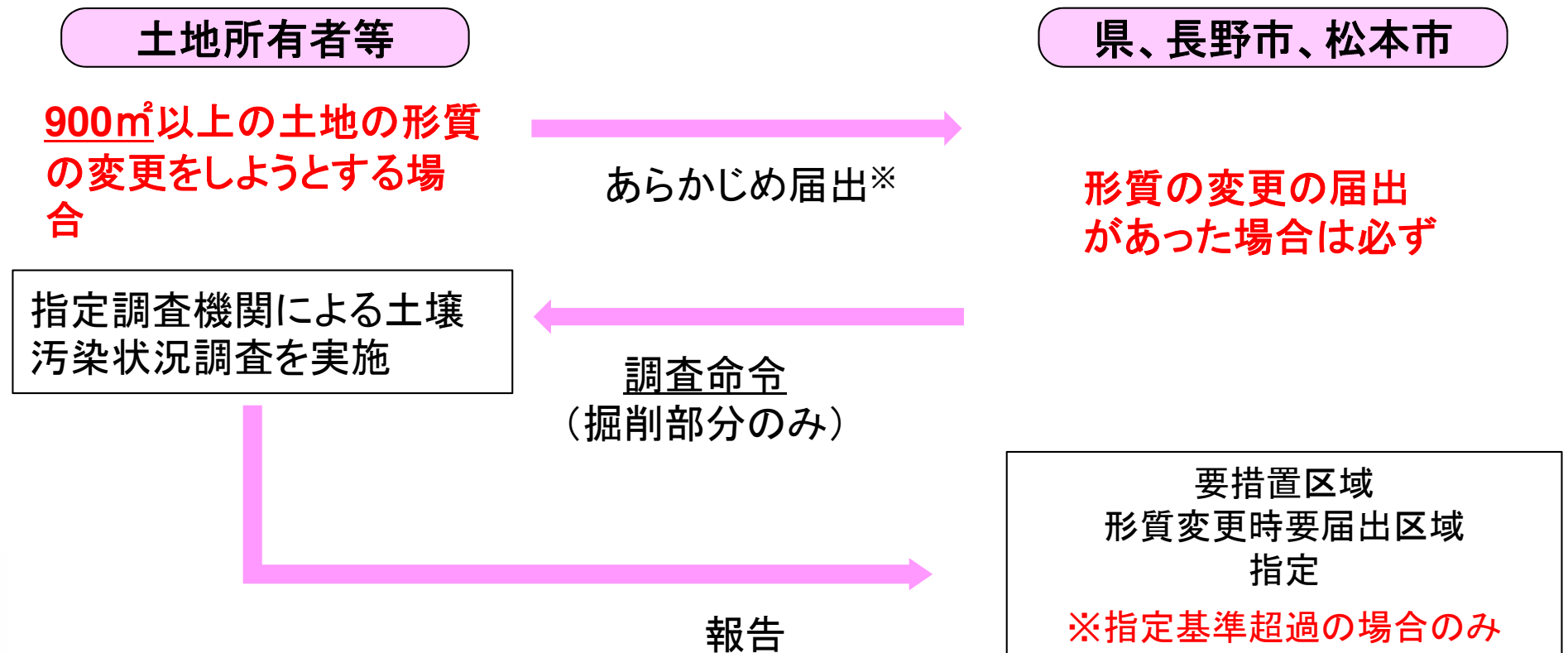


法第3条関係

調査義務が一時免除されている土地における形質の変更の届出及び調査義務
(法第3条第7項及び同条第8項)

調査義務が一時免除された土地(次ページに記載のとおり)において、一定規模(900 m²)以上の形質の変更を行う場合、あらかじめ長野県知事等に土地の形質の変更の届出を提出しなければならない。

■手続きの流れ



※あらかじめ、届出先と調整を行った上で、余裕をもった届出をお願いします。